

報告第6号，第7号

令和2年5月13日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 6 号 専決処分の報告について	1
報告第 7 号 専決処分の報告について	15

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月13日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市税条例等の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、市民税、固定資産税、市たばこ税等に関し、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 7 号

鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市税条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 3 4 条の 2 中「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に，「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に，「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め，同条第 1 項第 3 号を削り，同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め，同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り，同項第 3 号を削り，同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 4 8 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 5 4 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め，同条第 4 項中「によつて」を「により」に，「においては」を「には」に改め，「これを」を削り，「課する」を「課することができる」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，市は，当該登録をしようとするときは，あらかじめ，その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 5 4 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 1 2」を「第 1 0 条の 2 の 1 5」に改め，同項を同条第 8 項とし，同条第 6 項中「によつて」を「により」に，「第 4 9 条の 2」を「第 4 9 条の 3」に，「みなす」を「みなすことができる」に改め，同項を同条

第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項

に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第130条の2第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

第146条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、

同項を同条第１４項とし、同条第１７項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４１項」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１８項を同条第１６項とする。

附則第１１条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「平成３１年度又は平成３２年度」を「令和元年度又は令和２年度」に改め、同条第１項中「平成３１年度分又は平成３２年度分」を「令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１２条の３中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１５条第１項中「又は法」を「又は」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日まで」を「令和元年１０月１日から令和２年９月３０日まで」に改める。

附則第１６条第２項から第４項までの規定中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に、「平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日まで」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」に、「平成３３年度分」を「令和３年度分」に改める。

附則第１７条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「第３５条の３第１項」を加える。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和５年度」に改め、同条第３項中「第３５条の２」を「第３５条の３」に改める。

附則第２８条の前の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第28条の2、第28条の3、第28条の5及び第28条の6中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第28条の7中「平成32年」を「令和2年度」に改める。

附則第29条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第30条中「第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第38条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第39条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第41条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 鈴鹿市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第2項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1項オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」

に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第38条第2項中「及び第4項」を削る。

（鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例（平成31年鈴鹿市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、鈴鹿市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」

を「令和５年度分」に改める。

附則第１条第１号中「平成３１年６月１日」を「令和元年６月１日」に改め、同条第２号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第３号中「平成３２年１月１日」を「令和２年１月１日」に改め、同条第４号を次のように改める。

（４） 削除

附則第１条第５号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成３３年４月１日」を「令和３年４月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成３１年度」を「令和元年度」に改め、同条第２項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第３項中「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改め、同項の表中「平成３１年６月１日」を「令和元年６月１日」に改める。

附則第３条第１項中「３２年新条例」を「２年新条例」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第２項及び第３項中「３２年新条例」を「２年新条例」に改める。

附則第４条を次のように改める。

第４条 削除

附則第５条中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

附則第６条中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第７条第１項中「３１年１０月新条例」を「元年１０月新条例」に改め、同条第２項中「３１年１０月新条例」を「元年１０月新条例」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第８条中「平成３３年度」を「令和３年度」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第１条中鈴鹿市税条例第９４条第２項にただし書を加える改正規定及び同条第４項の改正規定並びに附則第６条の規定 令和２年１０月１日

- (2) 第1条中鈴鹿市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第38条及び第39条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中鈴鹿市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中鈴鹿市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鈴鹿市税条例（以下「新条例」という。）附則第38条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の鈴鹿市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の

一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- ５ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条 附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第７条 附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第８条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第９条 鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年鈴鹿市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項第３号中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改め、同条第１３項中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年１０月３１日」を「令和元年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

第１０条 鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年鈴鹿市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第２号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

附則第４条第２項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」

を「令和元年度分」に改める。

第11条 鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例（平成30年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月13日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (3) [REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (2) 被告は、原告に対し、金278,590円並びに①令和2年1月10日から本判決言渡日まで1か月金17,200円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金38,500円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金77,000円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]



4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階
みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁